

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年3月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300174号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300035号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年10月24日、平成16年10月25日及び平成17年10月25日の標準賞与額を、それぞれ150万円に訂正することが必要である。

平成15年10月24日、平成16年10月25日及び平成17年10月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年10月24日、平成16年10月25日及び平成17年10月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年10月  
② 平成16年10月  
③ 平成17年10月

請求期間①、②及び③において、A社から賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録がないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された預金通帳及び同僚から提出された「給与明細書(賞与)」により、請求者は、A社から請求期間①及び②は230万円、請求期間③は250万円の賞与の支払を受け、当該期間において、標準賞与額の上限額(150万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の賞与支払年月日については、上記預金通帳により確認できる振込日から、請求期間①は平成15年10月24日、請求期間②は平成16年10月25日、請求期間③は平成17年10月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年10月24日、平成16年10月25日及び平成17年10月25日の賞与につ

いて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。